

本号で公布された条例のあらまし

◇香川県広域水道企業団公告式条例（平成 29 年香川県広域水道企業団条例第 1 号）

- 1 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 16 条第 4 項及び第 5 項の規定に基づき、条例の公布等に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団情報公開条例（平成 29 年香川県広域水道企業団条例第 2 号）

- 1 実施機関が保有する行政文書の公開を請求する権利を明らかにし、行政文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、企業団の事業を住民へ説明する責務を全うし、公正で開かれた事業運営の推進を図るために、この条例を制定することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団個人情報保護条例（平成 29 年香川県広域水道企業団条例第 3 号）

- 1 個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定め、実施機関が保有する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するために、この条例を制定することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団職員定数条例（平成 29 年香川県広域水道企業団条例第 4 号）

- 1 企業長の事務部局の一般職の職員の定数を定めるために、この条例を制定することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 29 年香川県広域水道企業団条例第 5 号）

- 1 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 203 条の 2 の規定に基づき、第 2 条に掲げる者の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるために、この条例を制定することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例（平成 29 年香川県広域水道企業団条例第 6 号）

- 1 企業長及び副企業長の給与及び旅費の支給について必要な事項を定めるために、この条例を制定することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。